

鳥取市国民健康保険条例の一部を次のように改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

## 鳥取市条例第16号

### 鳥取市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鳥取市国民健康保険条例（昭和34年鳥取市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第14条の6中「58万円」を「61万円」に改める。

第18条第1項各号列記以外の部分中「58万円」を「61万円」に改め、同項第2号中「275,000円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項及び第4項中「58万円」を「61万円」に改める。

第23条の2第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければならない」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない」に改める。

附則第5項の見出し中「平成22年度」を「平成31年度」に改め、同項中「当分の間、」の次に「平成31年度以降の」を加え、「保険料」の次に「(所得割に限る。)」を加える。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鳥取市国民健康保険条例の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。